

(広報誌)

# 高裁なごや (High Court Nagoya) Vol. 3



平成17年10月1日発行  
名古屋高等裁判所事務局総務課  
電話 052-203-1611(代表)  
名古屋高等裁判所ホームページ  
<http://www.courts.go.jp/nagoya-h/>

私の視点，私の感覚，私の言葉で参加します。 - 裁判員制度 -

## 裁判員裁判用 モデル法廷完成!!

### もくじ

- 1 「裁判員の一票」  
～ 記者さんの裁判員体験 ～
- 2 ほっと・あんぐる  
～ 裁判官の一週間 ～
- 3 悪質商法から身を守る!  
～ 成年後見制度 ～
- 4 裁判員制度，  
よろしくをお願いします。

この度，裁判員の参加する裁判を想定したモデル法廷が，名古屋高等・地方・簡易裁判所合同庁舎1階に設けられました。

あと3年余に迫った裁判員裁判の実施に備え，この法廷で模擬裁判をし，広報活動をするなど，必要な準備をしてゆくこととなります。新しい法廷は，法壇の上に裁判官と裁判員の9つの席が並び，まさに壮観で，新しい司法を予感させます。

皆さまも，いつの日かこの席に座ることとなるかもしれません。是非御覧ください。

名古屋高等裁判所長官 中込秀樹

本号に対するご意見は  
こちらにどうぞ

〒460-8503 名古屋市中区三の丸1-4-1  
名古屋高等裁判所事務局総務課

## 1 「裁判員の一票」～記者さんの裁判員体験～

いわゆる「裁判員法」が成立して1年が経とうとする新緑の季節、名古屋高等裁判所では、裁判員制度を想定しての模擬裁判が行われました。裁判員として選ばれたのは、名古屋司法記者クラブの記者たち。彼らにとってはすっかり馴染みの裁判のはずが、この模擬裁判では少し勝手が違ったようです。

参加していただいた記者に感想を寄せていただきました。

「準備はよろしいですか？よろしくお願ひします。」

開廷直前、法廷に入るドアの裏側で、私たち司法記者8人は緊張しながら、伊藤新一郎裁判長の言葉にうなずきました。裁判員制度の初めての体験が始まった瞬間でした。



5月20日、名古屋司法記者クラブの記者8人は裁判員役として模擬裁判に参加しました。審理したのは、知り合いの男を鋭利な刃物で刺したという殺人未遂事件。事前に、証人調べの内容や医師の診断書、現場の地図など事件を理解するための資料が渡されていて、2回ほど目を通したものの、これをどうやって審理していくのかなという気持ちでした。

評議の様子。マネキンや包丁などを使用し、裁判員にわかりやすいように工夫がなされています。

普段は裁判官が座る法壇に私たちも座ると、いつもは後ろ姿しか見えない被告人や証人の表情がよくわかりました。検察官や弁護士が質問をしますが、覚えておきたいことをメモする傍ら、頭の中で整理していく作業はとて大変で疲れるものです。さらに、疑問に思ったことを質問してみたものの、こんな質問をして良かったらどうかと不安にもなります。

しかし、もっと大変だったのが判決を決める「評議」で、裁判官3人と私たち裁判員は2時間ほどかけて話し合いました。殺意があったのかなかったのかという点を中心に議論しましたが、他の裁判員や裁判官の意見を聞きながら、自分の意見を根拠を挙げて説明しなければならず、脳をフル回転させている状態です。最終的に今回は殺意があったということで、多数決で懲役6年の判決を出しました。



事件をきちんと理解するためには十分な時間が必要だと感じましたが、逆にあれもこれもと情報を詰め込まれても理解に苦しむところがあり、そのバランスが難しいのではないかなと思いました。しかし、理解できなかったでは許されない。評決では「裁判員の一票」は裁判官と同じ一票の重さがあります。それだけ責任の重い仕事なのだと感じました。

中部日本放送（CBC）テレビ報道部  
司法担当 伊奈真樹子



真剣な表情で模擬裁判に挑む  
伊奈記者ら

### 「新しい」裁判への可能性

今回の模擬裁判において、裁判長役の私が裁判員役の記者の皆さんに知っていただきたかったのは以下の3点でした。裁判官と協働して行う裁判が、一般に考えられているほど難しいものでないこと。裁判官と一緒に審理し、その結果に基づき争点について検討していくことで、犯罪事実の認定に到達できること。実務で培われた資料等を活用することで、適切な「量刑」が可能であること。そして、それらを知っていただくことが、国民の皆さんの不安を取り除き、参加意欲を高める契機となれば・・・さらに私自身、裁判員と共にいう新しい裁判を担当することへの可能性と、この裁判の審理や評議に際して工夫したり変えていくべき点を発見したいという思いがありました。



今振り返ると、記者の皆さんに、模擬とは思えないほど真剣に評議に参加していただいたお陰で、充実した議論をすることができました（さすが司法記者！）。また、私個人としても、裁判長としての進行について、特に評議の導入のあり



方など大いに工夫すべき点はありましたが、裁判員裁判の可能性を再確認する機会になりました。この模擬裁判の経験が、国民の皆さんに対して、裁判員裁判の意義を実感し、参加意欲を高める上で役立つものとなってほしいと願うところです。

名古屋地方裁判所刑事第5部部総括裁判官

伊藤新一郎

## 2 ほっと・あぐる ～裁判官の一週間～

最近のテレビや新聞などでは、法律相談の番組・記事などで、ユニークな弁護士さんが登場されているのを、ご覧になられた方も多いと思います。そのような中で、法律家という存在を身近に感じる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

今回は、裁判所で働く人々を知っていただきたいということで、裁判官の生活にアングルを向けました。知られざる!?「裁判官の一週間」。名古屋地方裁判所民事第3部で勤務している大澤多香子裁判官が、ある1週間を振り返りました。



裁判官の生活って一体どんなものなのだろう?と疑問に思ったことはありませんか?皆さんの前では、黒い法服を着て、法廷の一段高いところに座っている姿以外、イメージがわからないかもしれません。

しかし、掃除、洗濯、料理などの家事を行い、日々仕事に取り組む生活は、皆さんのうち、大半の方々と同じものではないかと思います。参考までに、私のある1週間をご紹介します。

### <月曜日>

午前9時、出勤。今週も気合いを入れて頑張ろうと思う。午前10時、話し合いの期日。原告側、被告側の弁護士は両方ベテランで、見ていて非常に安心。ただ、双方が勝手にやりとりすることも多く、ちょっぴり寂しい。帰り際、原告側の弁護士から、「こないだの事件確定したね。」と言われ、前回原告側の弁護士が担当し、私が裁判官になって初めて書いた事件の判決のことを言っているのだと分かって急に嬉しくなる。

### <火曜日>

今日は、午後1時半から午後5時まで法廷で証人尋問。書類だけでは分からなかった事件の全体像が分かり、かなり満足。午後5時半からは、同期の裁判官7人と民事保全の勉強会。各自の発表の間に鋭いつっこみが入るのが面白い。みんなさすが裁判官だなあと感心してしまう。



#### <水曜日>

今日は簡易裁判所で窓口担当の日。消費者金融で借金がかさんだ人、交通事故の被害者、病院の職員で治療費の回収をする人などなど、世の中のいろいろな人がお越しになる。まずは話を聞き、適切な手続をアドバイスするのは、簡単そうदैいて、忍耐と注意力が要求される。それでも世の中の動きを直接感じ取ることができる臨場感がある。

#### <木曜日>

午後6時から刑事実務研究会。毎月1回のこの研究会では、刑事部の裁判官、検察官、弁護士、学者と特定のテーマについて意見交換をするもの。でも実は、意見交換後のおしゃべりが楽しみだったりする。今日は、今まで話したことがなかった刑事部の裁判長と、民事事件の和解の話をして充実した気分。会議が終わり、我が部で修習している司法修習生に電話したところ、まだ裁判官室に残って勉強しているとのこと。慰労のため、たこ焼き屋さん連れて行く。合流した裁判官や書記官、事務官と一緒にビールで乾杯。

#### <金曜日>

今日は勾留当番の日。今日は少年が多い。実際に少年に会ってみると、素直なきれいな目をしていることが多く、早く戻ってきてくれればいいと思う。

#### <土曜日>

天気が良かったので、家中のものを洗濯し、お布団も干してしまふ。お昼ご飯を食べてから、来週までに仕上げたい判決があったので出勤。冷房が入っていないので灼熱地獄だが、サウナ状態で健康には良いかもしれない。判決は何とか仕上げることができたが、一晩寝かせて明日もう1回読んでみることにする。

#### <日曜日>

今日は休日の令状当番。朝来てみると、既に机の上に事件の書類が山積み！！日曜日なのに・・・と思うが、職務熱心な警察官、検察官に敬服し、地道に頑張ることにする。

いかがでしたでしょうか。若干地味な一週間でしたが、裁判官はこんな風にして生活しています。皆様には裁判所の一面をお伝えできましたら嬉しく思います。



名古屋地方裁判所民事第3部裁判官 大澤多香子

### 3 悪質商法から身を守る！～成年後見制度～

最近，判断能力の衰えているお年寄りをねらった悪質リフォーム商法などの詐欺事件が社会問題になっています。そのような被害を防止するための，現在注目を浴びている制度があります。

それが**成年後見制度**！えっ，ご存じない？

この機会にご紹介いたします。

**成年後見制度は，認知症，知的障害，精神障害などにより，判断能力がない，または不十分な方に，本人にとってふさわしい援助者を選ぶことで，本人の保護を図る制度です。成年後見制度には，次のようなタイプがあります。**

区分	本人の判断能力	援助者	
後見	全くない	成年後見人	監督人を選任することがあります。
保佐	特に不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに，本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから，その契約の効力が生じます。		



たとえば，判断能力が十分でない方が，家を売りたい，福祉サービスを受けたい，遺産分割をしたい，などと考えた場合・・・本人にとっても，周りの家族にとっても，不安があります。

そこで，成年後見制度の利用が考えられます。

家庭裁判所の審判によって，本人に援助者が必要と判断されると，上の表に掲げる援助者が選ばれます。成年後見人等の援助者は，本人に代わって，福祉施設の入退所契約，入院などの手続きをしたり，本人の財産内容を把握しながら，収入や支出等の財産管理をしたりする重要な役割を果たすこととなります。





成年後見制度の中でも、国民の皆さんに、もっとも利用されているタイプは、「後見」です。そこで、名古屋家庭裁判所後見センターに、「後見」について、特に重要と思われる話を聞いてみました。

**Q** この制度を利用するには、どれくらいのお金がかかるのですか。

**A** 申立費用として1万円弱、また医師に支払う鑑定料などが5～10万円ほどかかることもあり、それらの費用等を納めていただくこととなります。

**Q** 成年後見人になれば、どのような責任が生じますか。

**A** 成年後見人の責任は重大で、財産管理に関しては、特に厳格な運用が求められます。成年後見人がもし不適切な事務を行った結果、本人に損害を与えたり、本人の財産を私的に流用したりした場合には、損害賠償の請求をされたり、業務上横領罪などの罪に問われることもあります。

**Q** 成年後見人の仕事はいつまで続きますか。

**A** 成年後見人の仕事は、本人が死亡するか、本人の判断能力が回復するまで続きます。  
その間、成年後見人の仕事は、家庭裁判所の監督を受けます。

**Q** 成年後見人というのは必ず親族から選ばれるのですか。

**A** そうとは限りません。申立時に成年後見人の候補者を立てていただきますが、誰を成年後見人に選任するかは家庭裁判所が各事案ごとに判断します。

そのため、必ずしも成年後見人候補者の方が選任されるとは限らず、弁護士・司法書士等の専門家を成年後見人に選任することがあります。その場合は、通常、本人の財産から報酬を支払うこととなります。

(最近では、約80%が親族から、残りの約20%が専門家から、それぞれ成年後見人として選任されているようです。)



**成年後見人は、家庭裁判所が信頼して選任した、本人にとって「なくてはならない存在」です。ですから、その分、成年後見人の「責任」も重いものになります。**

より詳しいことをお知りになりたい方、実際に成年後見制度の御利用をお考えの方は、最寄りの家庭裁判所にご相談ください。

なお、名古屋家庭裁判所後見センターでの相談と申立の受付は、電話予約制となっています。

**名古屋家庭裁判所後見センター**

( 052-223-3411 )



## 4 裁判員制度，よろしくお願いします。

表紙の「私の視点，私の感覚，私の言葉で参加します。」，お気づきになられたでしょうか。これは，応募総数約1万6000通の中から選ばれた裁判員制度のキャッチフレーズ（最優秀作品）です。みなさん一人ひとりが，主体的，積極的に裁判に参加していただければと思います。

また，キャッチフレーズだけでなく，国民のみなさんに裁判員制度についてより親しみを持っていただけるよう，裁判員制度を象徴するシンボルマークもこのほど作成されました。



活発さ，情熱と冷静な判断を  
あらわしています！

このシンボルマークは，「裁判官と裁判員の二者が協力し合って生まれる相乗効果」を表現しています。

法律を熟知した専門家である裁判官と，一般国民の代表である裁判員の二者を2つの円で表現し，この二者が協力し合うことで生じる相乗効果は無限大（ $\infty$ ）であることを全体の形で表現しています。また，同時に，「裁判員」をローマ字表記した場合の頭文字「S」をも表現しています。

みなさんも，一度，裁判所にいらっしゃいませんか？

裁判所ではさまざまな広報行事を企画しています。詳しくは，各裁判所の総務課まで！

「私は，名古屋地方裁判所を見学するまで，裁判所は自分にとって遠い存在だと思っていましたが，実際に見学させていただいて，裁判を公平に進めるために誰でも傍聴できるようになっていたり，平成21年までに裁判員制度が始まるなど，身近な存在だったということに気が付きました。（中略）

実際の刑事裁判を傍聴して，検察官と弁護人が一生懸命に話をしていたし，裁判官も双方に納得してもらえらる判決をするために一生懸命に聞いていて，すごい迫力があり，この仕事に賭けている様子がとても伝わってきました。（中略）

この見学で，普段はなかなか体験のできない経験をさせていただき，裁判や裁判所についてたくさんのことを学ばせていただきました。ありがとうございました。」

（参加者（中学生）からのお礼の手紙から）

本誌は再生紙を使用しています。